平成２１年（フ）第３２５４号
愛知県小牧市大字北外山703番地２　シャトー桜井304号
破産者　加藤　真治
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５５号
愛知県小牧市大字入鹿出新田598番地１
破産者　加藤　正富
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４４７４号
大阪市東成区東今里１丁目５番２―1204号、事業所の住所大阪市城東区鴫野東２丁目11―15
破産者　砂辺小児科こと　砂邊　孝和
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５７７号
大阪市生野区中川西１―12―23、開始決定時の住所大阪市生野区中川５丁目６番10号
破産者　岡島　　聰
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３１号
大阪市住之江区南港中５丁目５番37―503号
破産者　竹谷　千秋
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６１号
大阪府池田市畑１丁目18番18号
破産者　本多　英晴
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１８号
大阪市北区長柄東１丁目５番22―402号
破産者　原　　繁夫
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１１号
大阪府東大阪市寿町３丁目15―29湊川マンション501号、開始決定時の住所大阪府東大阪市渋川町２丁目２番15号
破産者　吉川　英昭
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２５号
大阪府東大阪市宝持３丁目３番19号　シャトレ宝持402号
破産者　アトリエＫこと徳森光男こと　崔　縣龍
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８５号
大阪府豊中市上野坂１丁目７番20号
破産者　谷垣　芳昭
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６５２号
大阪府池田市畑４丁目８番24号、開始決定時の住所大阪府箕面市如意谷３－８―16―202
破産者　井上　　茂
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４８号
大阪市天王寺区逢阪２丁目１番15号ノアーズアーク逢阪502号、開始決定時の住所大阪市中央区上本町西３丁目１番９―502号
破産者　今出　隆之
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３７号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番Ａ14―307号
破産者　まいづる屋こと　橋本　　訓
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２６１号
大阪府枚方市香里ヶ丘11丁目１番２―12号
破産者　赤池　祐一
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０１号
大阪府高槻市宮野町12番26号
破産者　柳きよここと　白　　挙広
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０３号
大阪府寝屋川市打上南町12番15号
破産者　ケーティー工業こと　原田　敏彦
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８６号
大阪府豊中市岡町北３丁目９番23―105号
破産者　河島　和之
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６３７号
大阪市城東区今福西２丁目18番５―508号
破産者　丹野　浩志
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２２８号
大阪府高石市綾園３丁目２番５―601号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市はびきの５丁目18番２号、前住所大阪府羽曳野市はびきの４丁目７番14号
破産者　美和　博美
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係